2007年　　月　　日

**埼玉県知事　　上田清司様**
**埼玉県教育長　島村和男様**

# 学童保育施策・予算の拡充を求める陳情書

陳情団体　埼玉県学童保育連絡協議会
代表　　会長　薄井　俊二
（住所）さいたま市大宮区桜木町４－1005
TEL048(644)1571　FAX (644)1572

## 【陳情趣旨】

働く女性が増え続け、一方で子どもたちをめぐる環境が悪化している中で、学童保育に対する需要と期待はますます高まっています。私たちは、共働き・母子父子家庭など必要とするすべての保護者が安心して子どもを託すことができる学童保育が居住する地域・学区に設置されること、そしてその学童保育においては、子どもたち一人ひとりが、居場所と実感できる生活の場が保障されることをめざして、努力してまいりました。

本県は、こうした私たちの願いに応えて、国の法制化に大きく先立つ1973年、常勤に値する指導員２名を配置する単独施策を誕生させ、市町村に対して学童保育づくりを促してきました。以降、障害児施策、障害児学童保育施策（養護学校放課後児童対策事業）など新たなニーズに対応する施策を発足させるなど一貫して学童保育充実のために努力してきました。1997年の法制化は、こうした本県を始めとした自治体の動きに国がやっと追いついたものと言えます。また、2004年３月に策定した埼玉県の「放課後児童クラブ運営基準」は他県にも同種の基準づくりとして広がり、ついに厚生労働省も、年内に「放課後児童クラブガイドライン」を策定すべく、作業を進めるまでに至っています。

しかし県内の学童保育は、まだまだたくさんの課題を抱えています。
①小学校区に対応する学童保育がない地域がある　②生活の場にふさわしい施設・設備となっていない学童保育が多数ある。特に、集団活動の適正な規模を著しく越えた「大規模化」が目立っている　③子どもの生命と生活を守り親たちの生活を支援する指導員の雇用・労働条件が安定したものとなっていない　④必要としているにも関わらず入所できない児童（障害児、高学年、低学年でも待機児）がいる　⑤大多数の民間（共同）学童保育が厳しい財政運営を余儀なくされている　⑥制度的な問題として「指定管理者制度」が保護者や指導員等、当事者の意向を無視する形で導入されている　⑦障害児学童保育（養護学校放課後児童対策事業）は通常の学童保育以上の困難をかかえている（・保護者の負担する保育料は平均２万円以上　・財政事情から指導員の入れ替わりが激しい　・施設は３ヶ所を除いて民家借家など父母負担となっている等）

学童保育“先進県”である埼玉県として、これらの課題・問題の解決のために、学童保育施策（放課後児童健全育成事業）・予算の改善・拡充を図ってください。

## 【陳情内容】

埼玉県は、2005年２月、「日本一の子育ての県づくり」を実現するために「子育てコバトンプラン」を策定しました。同プランの重点施策に「放課後児童クラブの充実」が掲げられています。県の学童保育施策（放課後児童健全育成事業）を下記の点で改善を図って下さい。

１．学童保育の指導員が常時、常勤で複数体制を確保でき、また、指導員の安定した雇用・労働条件を確保できるよう、１ヶ所あたりの補助基準額を増額してください。

２．障害のある子どもの受け入れをさらに進めるために、障害児担当指導員の人件費補助を増額し、かつ障害児の数に応じて指導員を配置できるように改善を図って下さい。

３．障害児学童保育事業（養護学校放課後児童対策事業）予算について、障害児数に対する指導員の配置基準を実態に見合った形で改善を図ってください。

４．大人数の学童保育が増え、児童の生活に支障を来しています。児童数が一定の数を超えたら２ヶ所に分けることができるように施設整備費を予算化してください。

５．県南部地域養護学校（仮称）の新設に際し、養護学校放課後児童クラブを学校教室内ないし敷地内に設置して下さい。

| 氏　　名 | 住　　所 |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

**【署名送付先】　〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005　埼玉県学童保育連絡協議会**
**【〆切】第１次＝11月15日　第２次＝12月10日　第３次＝12月末日**